

日本がん検診・診断学会誌 投稿規定

令和3年12月2日改定

I 投稿資格

投稿原稿の著者並びに共著者は原則として本学会会員に限るものとする。

II 投稿原稿

1. 原稿の形式は、総説、原著、経験、症例報告、その他、抄録等とする。
2. 内容が過去に未発表であり、がん検診の進歩に寄与するものに限る。
3. 投稿論文の採否は編集委員会の審査により決定する。
4. 原稿はオリジナル1部とそのコピー1部の計2部を事務局あてに郵送するものとし、オリジナル原稿の表紙には、論文指導者 (Senior Author) の署名を入れるものとする。但し、本人がSenior Authorである場合には、自署するものとする。
5. 原稿を郵送する際に、原稿と同一内容のデータファイル (MS WORD、一太郎もしくはテキストファイル) を保存したCD-R若しくはUSBメモリを同封し提出するものとする。
6. 前項のデータファイルの提出については電子メールでの提出を認める。
7. 編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた原稿はできるだけ早く提出すること。返却の日より2ヶ月以内に再提出されない場合は、投稿の意志のないものとして取り扱うこととする。
8. 一度提出された原稿に変更を加えるときは、編集委員会の承認を得なければならない。
9. 掲載済みの原稿は原則として返却しない。

III 原稿の様式

1. 標題、要旨、キーワード (3語以内)、本文、文献の順に記載し、英文、標題、ローマ字著者名、英文所属、英文抄録 (200~300words以内) 英文キーワード (3ヶ以内) で併記すること。
2. 記述は新仮名遣いを用い、また度量衡の単位はmm、cm、m、ml、mg、kg、cm²、m²などを用いる。
3. 文中の外国人名、または化学品名 (薬品名は一般名を用いることが望ましい) などの科学用語は原語あるいはカタカナを用い、固有名詞、ドイツ語名詞の頭文字以外には大文字は用いない。
4. 図・表・写真はそのまま印刷できるものに限る。必ず筆頭著者名、図表番号、写真番号、天地をそれぞれ明記し、原稿にはその挿入個所を番号で指定すること。

IV 文献

1. 文献は本文中に付した引用番号の順に配列する。著者名は3名までとし、4名以上は、邦文では他、英文では et al とする。雑誌名の略号については、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」による。
2. 外国語文献の場合は Index Medicus の記載方法による。また外国文献は必ずタイプされたい。
3. 雑誌の場合は、引用番号、著者名、論文題名、雑誌名、西暦年月、巻 (号)、頁の順に記す。

(例)

- 1) 土亀直俊, 浦田譲治, 緒方一朗, 他: 高濃度バリウム (180w/v%) を用いた間接胃集団検診, 日消集検誌: 2000, 38 (1): 5-9.
- 2) Haruma K, Okamoto S, Kawaguchi H, et al: Reduced incidence of Helicobacter Pylori infection in young Japanese persons between the 1970s and the 1990s, J Clin Gastroenterol: 1997, 25 (4): 583-586.
4. 単行本の場合は、引用番号、著者名、論文題名、編集者名、署名、版数、発行所、発行地、西暦年号、頁の順に記す。

(例)

- 3) 山田達哉: 間接撮影法の工夫と現況—とくに標準撮影法について—, (竹本忠良, 他編) よりよい胃集検のために, 医学書院, 東京, 1978, 65-72.
- 4) Elder J B: Carcinoma of the stomach, Haubrich W S, Schaffner F, Berk J E, eds, Bockus Gastroenterology, 5th ed, vol 1, WB Saunders, Philadelphia, 1995, 859-874.

V 原稿枚数

1. 原稿枚数にはタイトル頁、文献まで含める。
2. 原稿枚数はA4・できあがり5頁以内とする。

VI 原稿送付先

連絡先を明記し下記宛に郵送する。

〒102-0072 千代田区飯田橋3-11-15 6F

TEL: 03-3238-1689 FAX: 03-3238-1837

E-mail: toukou@jacdd.org (※投稿専用メールアドレス)

株式会社クバプロ内

日本がん検診・診断学会編集事務局

VII 掲載代金

1. 図・表のトレーシングを必要とするときは実費を徴収する。
2. 原稿の掲載は原則として申込み順によるものとする。ただし速やかに掲載を希望する場合は、特別掲載料を負担するものとする。